

## 別表第 3 (第 2 条関係)

## 経験年数換算表

経歴の種類	職員の職務との関係	換算率	備考
国家公務員等、地方公務員又は公共企業体、政府関係機関若しくは外国政府の職員としての在職期間	職務の種類が同種のもの	10割	
	その他のもの	8割	
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	職務の種類が同種のもの	10割	
	その他のもの	8割	
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間		5割	<p>1 在学年数は正規の修学年数の範囲内とする。</p> <p>2 従事する職務と密接な関係のある在学期間については、市長の承認を得て8割に換算することができる。</p>
その他の期間		5割	経験年数は10年(換算後5年)を限度とする。

## 備考

- 1 保健師については、看護師実歴5年までを10割に換算することができる。
- 2 免許等の取得を条件とし、免許等を必要とする職務に従事する職員については、同種の職務に従事した期間は10割をもって換算することができる。
- 3 看護師については、准看護師の期間は10割に換算することができる。